

公開用

- 1 -

事務局職員 の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤
会議事項、議題 及び説明者	議案第 22 号 春日部市有形文化財の指定について 議案第 23 号 春日部市有形文化財の指定について 報告第 11 号 春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正に係る専決処理について 報告第 12 号 春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定について 報告第 13 号 春日部市民文化会館機能及び改修計画検討委員会要綱の廃止について 報告第 14 号 春日部市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について 報告第 15 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について 報告第 16 号 春日部市社会教育委員会議提言書について 報告第 17 号 春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の制定について 報告第 18 号 春日部市人権教育推進協議会事業費補助金交付要綱の制定について 報告第 19 号 春日部市教育センター再整備基本計画策定庁内検討委員会要綱の策定について 報告第 20 号 春日部市生涯学習市民推進員の委嘱について 報告第 21 号春日部市公民館条例施行規則の一部改正に係る専決処理について

鎌田教育長	ただいまから４月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 水沼委員、お願いします。
鎌田教育長	前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
（委 員）	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
（委 員）	[「結構です」と言う人あり]
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。 事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第２２号「春日部市有形文化財の指定について」を議題とし、説明を求めます。
文化財課長	はい。
鎌田教育長	中野課長、お願いします。
文化財課長	議案第２２号「春日部市有形文化財の指定につきまして」、提案理由および主な内容について説明申し上げます。 議案書１ページを御覧ください。提案理由でございますが、春日部市文化財保護審議会から、春日部市有形文化財の指定につきまして、別紙のとおり建議されましたので、春日部市文化財保護条例第５条の規定に基づき、春日部市有形文化財に指定したく、提案するものでございます。 なお、文化財の指定につきましては、令和４年９月定例教育委員会におきまして、指定文化財の候補物件の選定、ならびに指定の可否について、春日部市文化財保護審議会の意見を求めるため、教育委員会より諮問をいただき、以降、文化財保護審議会での審議や、学識者による調査、検討を重ねた経緯にございます。 続きまして、２ページの建議書を御覧ください。文化財の名称は「小流寺の木造聖徳太子立像」、員数は１躯、所在地は春日部市粕壁東三丁目２番１５号の春日部市郷土資料館です。

	所有者は春日部市西宝珠花の宗教法人小流寺でございますが、令和3年2月に、所有者より保存管理上の懸念が示され、郷土資料館へ寄託されております。 指定理由でございますが、4ページに掲載の写真とあわせて御覧ください。本資料は、聖徳太子の16歳の姿を表した孝養像(きょうようぞう)でございます。 写真にお示しのとおり、正面を向いて直立し、左手に柄香炉(えこうろ)を持ち、香炉を右側に向け、腹前で捧げ持つ姿で、孝養像の典型的な形式でございます。このたびの調査で、目鼻立ちは平らで、着衣の皺の彫りは浅く、室町時代の地方仏師の作風と評価されました。 彩色は現存しておりませんが、胡粉(ごふん)とよばれる貝殻の微粉末にニカワを溶いて下地とし、その上に黒褐色や茶褐色の塗りが施されております。仏像には珍しく、桐を素材とする寄木造でございます。 小流寺が属する浄土真宗では聖徳太子を篤く信仰し、太子像の制作が盛んに行われました。 このような歴史的背景から、本資料をはじめ、茨城県古河市や下妻市などの利根川流域では、鎌倉時代から室町時代にかけて、多くの太子像が制作されました。 また、本資料の由来については、江戸川が造られてからまもなく、川から拾い上げ、祀ったという伝承が小流寺に伝えられています。 3ページの概要書下段に、本資料の寸法を示しております。 像の高さは90.0cm、両肘の幅は26.2cm、腹から背までの像の厚みは16.2cmを計ります。 このように、小流寺の木造聖徳太子立像は、関東地方における室町時代の太子像の特徴を示す資料として、また、本市における江戸時代前期の太子信仰の広がりを示す資料として文化財的価値が高く、末永く保存し、活用するため、有形文化財に指定されますよう、建議されたものでございます。 説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いします。
鎌田教育長	進行の都合により、同じく議案第23号「春日部市有形文化財の指定について」、続けて説明を求めます。
文化財課長	はい。
鎌田教育長	中野課長、お願いします。
文化財課長	議案第23号「春日部市有形文化財の指定につきまして」、提案理由および主な内容について説明申し上げます。

鎌田教育長	議案書 5 ページを御覧ください。提案理由でございますが、先ほどの議案第 22 号と同様に、春日部市文化財保護審議会から、別紙のとおり建議されましたので、春日部市文化財保護条例第 5 条の規定に基づき、春日部市有形文化財に指定したく、提案するものでございます。 また、文化財の指定につきましても、議案第 22 号と同様に、令和 4 年 9 月定例教育委員会において諮問をいただいた経緯にございます。 6 ページの建議書を御覧ください。 文化財の名称は「観音院の木造聖徳太子立像」、員数は 1 躯、所在地は春日部市小湊 1634、所有者は宗教法人観音院です。 指定理由でございますが、8 ページに掲載の写真とあわせて御覧ください。本資料は、小流寺の聖徳太子立像と同様に、16 歳の姿を表した孝養(きょうよう)像でございます。 こちらは、小流寺とは反対に、右手に柄香炉(えこうろ)を持ち、香炉を左側に向け、腹前で捧げ持っております。 像表面には胡粉を下地に極彩色(岩絵具)が施され、赤の袍衣(ほうえ)をまとい、左肩から青の袈裟(けさ)をかけております。 江戸時代によくみられる太子像であり、その様式や作風からは、江戸時代後半の制作と推定されます。 本資料が所在する小湊地区は、江戸時代に太子講が行われていたことが確認されている地域でございます。 令和 2 年に市指定文化財となりました「小湊太子堂奉加帳」は天保 13 年、1842 年に記された帳面で、観音院の別当と小湊村の職人たちが太子堂を修復するために寄付を募ったことが記されているほか、文化 3 年、1806 年に江戸幕府が作成した「日光道中分間延絵図」には、観音院の境内に太子堂が描かれております。 一方で、観音院に太子堂は現存しておらず、本像が太子堂に祀られていたかを確認すべき資料は存在しておりませんが、奉加帳や絵図の年代と、像の様式や形の年代に齟齬はなく、本像は江戸時代後期における太子信仰の広がりを示す資料として文化財的価値が認められます。 このことから、本資料を末永く保存し、活用するため、有形文化財に指定されますよう、建議されたものです。 7 ページの概要書下段に、本資料の寸法を示しております。 高さは 95.0 cm、両肘の幅は 34.5 cm、腹から背までの像の厚みは 17.5 cmでございます。 説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いします。 質疑等はありませんか。 今回、議案として建議された文化財は、2 点とも聖徳太子立像ですが、市内他に聖徳太子立像はあるのでしょうか。
--------------	---

文化財課長	把握しているのは、この２体のみでございます。
鎌田教育長	分かりました。他にありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	ないようですので、これより一件ずつ採決をいたします。 議案第２２号「春日部市有形文化財の指定について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２２号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	続いて、議案第２３号「春日部市有形文化財の指定について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２３号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
鎌田教育長	はじめに、報告第１１号「春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正に係る専決処理について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	成塚課長、お願いします。
教育総務課長	報告第１１号「春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正に係る専決処理について」、議案書９ページを御覧ください。 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定により、春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正について、教育長が専決処理しましたので、同規則第４条第２号の規定により報告いたします。議案書１０ページを御覧ください。

	改正内容でございますが、第５条「施設及び機関の専決事項」に、第２項を新設したものでございます。 令和６年度の人事異動内示において、出先機関の長として、役職定年を迎えた主査級職員が、公民館に配置されたことに伴い、その専決事項を明示したものでございます。 附則につきましては、施行期日を、令和６年４月１日からとしております。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第１２号「春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	成塚課長、お願いします。
教育総務課長	議案書１１ページ、報告第１２号「春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定について」報告申し上げます。 議案書１２ページを御覧ください。 制定した主な内容でございますが、市長部局の人事評価実施要綱が見直されたことに伴い、第２条に規定されている制定日を「令和６年３月１８日」に改め、規定の整備を図っております。 本要綱につきましても、報告第１１号と同様、役職定年を迎えた主査級職員が、公民館に配置されたことに伴うもので、担当職員の一次評価者を主査級職員が担えるよう、見直しを図ったものでございます。 附則につきましては、施行期日を、令和６年４月１日からとしております。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第１３号「春日部市民文化会館機能及び改修計画検討委員会要綱の廃止について」、説明を求めます。

市民文化会館長	はい。
鎌田教育長	石塚館長、お願いします。
市民文化会館長	報告第 13 号「春日部市民文化会館機能及び改修計画検討委員会要綱の廃止について」、報告申し上げます。 議案書 13 ページを御覧ください。廃止に至った経緯・理由でございますが、この要綱は、春日部市民文化会館に指定管理者制度を導入するにあたり、当時、築 29 年が経過した文化会館を大規模改修する必要があるとし、今後の方向性を庁内で検討するため平成 23 年度に制定したものです。 その後、平成 26 年度に公共施設マネジメント基本計画が策定され、文化会館の今後の方向性として、指定管理者制度を始め、民間活力の導入を積極的に図ることが示されました。このことから、民間事業者に聞き取りをしたところ、大規模改修は指定管理者制度導入の必須条件では無いことが判明し、利用者の安心安全を確保するための最低限の改修工事を行うこととなり、現在、天井の落下防止措置を含む耐震対策工事を行っているところでございます。 このように、文化会館の今後の方向性について庁内検討会議を行う必要性が無くなったことから、この要綱を廃止するものでございます。 報告第 13 号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第 14 号「春日部市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」、説明を求めます。
学務課長	はい。
鎌田教育長	森田課長、お願いします。
学務課長	報告第 14 号「春日部市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」、報告いたします。 議案書 15 ページを御覧ください。はじめに、要綱の制定に至った理由・経緯でございますが、特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な

な経費の一部を補助する制度です。

補助額の1/2は国の補助金が充当されるため、これまでは国の取扱い通知に基づき事務を行ってまいりましたが、市としての事務の取扱いを明確にするために、この度、要綱を制定しましたので、御報告をさせていただきます。

議案書16ページを御覧ください。要綱の主な内容について説明申し上げます。

第1条では、本要綱の趣旨を定めております。保護者に奨励費を支給することに関して必要な事項を定めることを趣旨としています。

第3条では、対象者を定めております。市内に住民登録があり、春日部市立小・中・義務教育学校の特別支援学級に就学する児童生徒や、法に規定する障がいがある児童生徒の保護者を対象者としています。

次に17ページを御覧ください。第5条では、支給費目及び支給額を定めております。ここに掲げられた費用を支給することとし、支給額は毎年度、予算の範囲内において市長が定める額としています。

第6条以降では、登録の申請手続き等について定めております。

なお、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

次に、議案書23ページを御覧ください。

概略をお示しした参考資料を添付させていただきました。

これまで国において、「費用負担の実態を確認すること」とされていたため、学用品・通学用品費については、保護者や学校に領収書の提出を求めており、保護者負担、学校負担、ともにかなり大きいものとなっておりました。

令和4年度からは、国において、「学校や保護者等の手続の簡素化、簡略化の観点から、各自治体の実情に応じて定額的に支給しても差し支えない」とされたことを踏まえ、令和6年度以降につきましては、「学用品・通学用品購入費」と「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」については、市で定額支給ができるようにしたものです。

この改正により、保護者については、領収書を保管、提出する必要がなくなりました。

学校についても、領収書の保管及び提出、児童生徒ごとに経費を算出しなければならなかったものが、その必要がなくなりました。

学務課についても、領収書に記載された物品名だけでは判断が困難な場合や、支給対象者ごとに限度額に達しているか管理する必要があったものが、領収書の内容の確認が無くなること、定額支給になるので、支給対象者ごとの金額管理の必要がなくなるものでございます。

定額とする金額につきましては、下に令和5年度の支給限度額を記載しております。本市で定額支給をするにあたり、国において補助限度額が示されておりますが、その金額と同額としたものでございます。

	なお、令和 6 年度については、国からまだ示されておりませんので、示されしだい、市の定額の支給額も国に合わせて同額にする予定でございます。 報告第 1 4 号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
山口委員	2 3 ページの最下段、新入学児童生徒学用品・通学用品の小学 1 年生で 2 5, 5 5 5 円とかなり細かい金額が示されていますが、この額の決定方法を教えてください。
学務課長	令和 5 年度支給限度額につきましては、国が定めた補助限度額と同額となっております。本市で定額支給するに当たっては、この国の補助限度額と同額としたものでございます。 この金額につきましては、国で実施するこどもの学習費調査をもとに額の算出を行っているものでございます。
鎌田教育長	要綱のみではなく、2 3 ページのような参考資料を添付していただくと、分かりやすく助かります。今後、他の議案・報告事項においても参考資料の添付をお願いします。他に質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第 1 5 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	佐山課長、お願いします。
指導課長	報告第 1 5 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について」、報告申し上げます。 議案書 2 4 ページを御覧ください。本件については、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱について、教育長が専決処理を行いましたものを、同規則第 4 条第 2 号の規定により報告するものでございます。 なお、委嘱した学校医名簿は、2 5 ページにございますので、御覧ください。井上先生が新たに委嘱となるものでございます。

	以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
岡田委員	補足となりますが、内牧小学校、豊春中学校の学校医は、前川先生がこの３月で退任され、彩光苑付属の内牧クリニックの井上先生に引き継いでいただくこととなりました。
鎌田教育長	他に質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第１６号「春日部市社会教育委員会議提言書について」、説明を求めます。
社会教育課長	はい。
鎌田教育長	関根課長、お願いします。
社会教育課長	報告第１６号「春日部市社会教育委員会議提言書について」、報告いたします。議案書２６ページ及びお手元にお配りしております別冊の提言書を御覧ください。 本提言書は、春日部市社会教育委員会議において「デジタル社会における社会教育について」をテーマに春日部市の社会教育におけるデジタル活用の現状を調査し、今後の社会教育のあり方やデジタルサービスの活用方法について検討を重ねてきた成果をまとめたものでございます。 簡単に提言の概要について説明いたします。 提言書の表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。 本提言は、「第１章 社会教育におけるデジタル活用の現状」及び「第２章 審議の論点」、「第３章 提言」の３章建てで構成されております。 ２ページを御覧ください。第１章では、社会教育におけるデジタル活用の現状として、利用者・参加者・主催者を対象とした実態調査のアンケート結果として、「１．利用者調査から見えるデジタルツール・デジタルサービス利用の現状と課題」、６ページを御覧ください。「２．実施側から見えるデジタルツール・デジタルサービス利用の現状と課題」について、まとめております。 ８ページを御覧ください。「第２章 審議の論点」では、調査したアンケート結果に基づき、課題や改善策について議論を重ね、８ページから１２ページまで、検討する論点を整理しております。

	続いて１３ページを御覧ください。「第３章 提言」では、今後の社会教育のあり方やデジタルサービスの活用方法について、「提言１ 事業参加へのきっかけ、学ぶ場所の提供」、１４ページでは「提言２ 事業の情報発信・情報提供」、１５ページでは「提言３ 連携・協働による事業推進」の３つの観点から提言として、まとめたものとなっております。１９ページから４１ページまでは、アンケート調査結果の資料を載せております。 今後につきましては、この提言の内容を公民館や社会教育関係団体、市内小・中・義務教育学校、市民等へ周知を図るとともに、社会教育にデジタルを生産的に取り込み、デジタルデバイドの解消につなげていく貴重な資料として活用し、社会教育のさらなる充実と発展に活かしてまいりたいと考えております。 報告第１６号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。 説明の中で周知を図るとありましたが、その方法を教えてください。
社会教育課長	各公民館や社会教育団体に、直接、提言書を配付しながら周知を図るほか、各地区公民館長が集まる館長会議において、提言の内容を説明し、公民館事業に反映していただくよう、お願いしてまいりたいと考えております。
鎌田教育長	市公式ホームページに掲載する予定はありますか。
社会教育課長	検討してまいります。
鎌田教育長	他に質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第１７号「春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の制定について」、説明を求めます。
社会教育課長	はい。
鎌田教育長	関根課長、お願いします。
社会教育課長	報告第１７号「春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の制定について」報告いたします。議案書２８ページ、春日部市社会教育関

	係団体事業費補助金交付要綱を御覧ください。 これは、春日部市社会教育関係団体の事業に対して交付する事業費補助金について、「春日部市補助金等の交付手続等に関する規則」における実績報告の規定と整合性を図るため、新たに本要綱を制定したものです。 内容でございますが、議案書 29 ページ第 8 条、実績報告の期日について、これまで「補助金の交付決定に係る会計年度終了後速やかに」としていたところ、「当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したとき」としております。 最後に、本要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。 なお、令和 6 年度における本補助金の交付対象団体は、文化連合会を含め、5 団体でございます。 報告第 17 号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。先ほどの説明の中で新たに制定したと説明がありましたが、これまでは何を根拠に補助金を交付していたのか教えてください。
社会教育課長	本市の要綱の整備手法を踏まえ、新たに制定すると申し上げました。これまでも、本要綱により補助金を交付しており、今回は、その要綱の第 8 条、実績報告の内容を改正したものでございます。
鎌田教育長	内容を改正したものであるにも関わらず、なぜ新たに制定したと説明したのか教えてください。説明としては分かりにくいように感じるのですが。
社会教育課長	確認し、後ほど報告します。
水沼教育長職務代理者	先ほどの説明の中で、交付対象団体は 5 団体との説明がありましたが、その団体名を教えてください。
社会教育課長	文化連合会のほか、PTA 連合会、ボーイスカウト連絡協議会、ガールスカウト連絡協議会、子ども会育成連絡会でございます。
学校教育部長	補足でございますが、これまで本市の要綱の見直しについては、「一部改正」という考え方ではなく、「廃止制定」という考え方でしたが、教育長御指摘のとおり見直し部分が分かりづらい側面がございました。 このため、令和 6 年 4 月以降の要綱の見直しについては、一部改正により対応していく方向に見直しを図っております。

鎌田教育長	職員の立場だけでなく、市民目線で分かりやすいかどうかという視点に立ち、説明を行っていただければと思います。 他に質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第18号「春日部市人権教育推進協議会事業費補助金交付要綱の制定について」、説明を求めます。
社会教育課長	はい。
鎌田教育長	関根課長、お願いします。
社会教育課長	報告第18号「春日部市人権教育推進協議会事業費補助金交付要綱の制定について」報告いたします。議案書32ページ、春日部市人権教育推進協議会事業費補助金交付要綱を御覧ください。 これは、報告第17号と同様、既存要綱の一部を見直したものでございます。 春日部市人権教育推進協議会の事業に対して交付する事業費補助金について、「春日部市補助金等の交付手続等に関する規則」における実績報告の規定と整合性を図るため、見直しを図ったものです。 内容でございますが、33ページの第7条、実績報告の期日について、これまで「補助金の交付決定に係る会計年度終了後速やかに」としていたところ、「当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したとき」としております。 最後に、本要綱は令和6年4月1日から施行するものでございます。報告第18号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第19号「春日部市教育センター再整備基本計画策定庁内検討委員会要綱の策定について」、説明を求めます。
生涯学習推進 担当課長	はい。
鎌田教育長	大塚課長、お願いします。

生涯学習推進 担当課長	報告第19号「春日部市教育センター再整備基本計画策定庁内検討委員会要綱の策定について」、報告いたします。 議案書35ページを御覧ください。制定理由でございますが、春日部市教育センター再整備基本計画策定庁内検討委員会要綱を制定したので、別紙のとおり報告するものでございます。 次に、内容につきまして説明申し上げます。議案書36ページを御覧ください。 第1条 本要綱の目的でございますが、春日部市教育センター再整備基本計画を策定するため、委員会を設置するものでございます。 第3条 委員会の組織につきましては、委員長には社会教育課生涯学習推進担当課長を、副委員長には公共施設事業調整課長を充てるとともに、別表に規定する関連部局の課長13名で構成しております。 なお、附則につきましては、施行期日を、教育長の決裁があった日から、としております。 報告第19号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。 施行期日が教育長の決裁があった日となっておりますが、その年月日を教えてください。
生涯学習推進 担当課長 鎌田教育長	令和6年4月9日でございます。 その他、質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第20号「春日部市生涯学習市民推進員の委嘱について」、説明を求めます。
生涯学習推進 担当課長 鎌田教育長	はい。 大塚課長、お願いします。
生涯学習推進 担当課長	報告第20号「春日部市生涯学習市民推進員の委嘱につきまして」、報告いたします。議案書38ページを御覧ください。 春日部市生涯学習市民推進員要綱に基づきまして、39ページの名簿に記載の方々に委嘱したものでございます。 委員の構成につきましては、各地区公民館長の推薦によるものが16

	人、一般公募５人の計２１人でございます。 任期は、令和６年４月１日からの２年間でございます。 主な活動内容といたしましては、生涯学習関連施策の推進に関する こと、生涯学習情報の収集、提供に関すること、生涯学習事業の企画、運 営及び啓発に関すること、などでございます。 報告第２０号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	次に、報告第２１号「春日部市公民館条例施行規則の一部改正に係る 専決処理について」、説明を求めます。
事業担当課長	はい。
鎌田教育長	大橋課長、お願いします。
事業担当課長	報告第２１号「春日部市公民館条例施行規則の一部改正に係る専決処 理について」、議案書４０ページを御覧ください。 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定によ り、春日部市公民館条例施行規則の一部改正に係る専決処理をしたので 同規則第４条第２号の規定により報告いたします。 令和６年４月１日付定期人事異動の内示により、役職定年等で主査級 となった職員が地区公民館長に配属されることになり、３月定例教育委 員会までに事務決裁事項の改正手続きをする時間的余裕がなく、専決処 理をしたものでございます。 議案書４１ページを御覧ください。主な改正内容でございますが、初 めに、第６条第３項では、役職定年等で主査級となった職員が専決でき る事項を新たに規定したものでございます。 専決できる事項といたしましては４点ございます。 １点目が、定期的又は軽易な往復文書に関することです。主に他課か ら又は他課への照会、回答、依頼等の事務連絡の文書となります。 ２点目が、地区公民館で行う恒例又は軽易な事業に関することです。 主に各公民館で実施する事業の決定や関係者への通知依頼等について となります。 ３点目が、地区公民館の使用許可に関することです。主に会議室等の 施設の使用許可等に関する事項となります。 ４点目が、軽易な収入及び支出に関することです。主に公民館施設使

	用料や印刷代等の調定及び消耗品の購入や施設修繕などの負担行為などでございます。 次に、第6条第4項では、第6条に新たに第3項を加えたことによる項ずれを改めるものです。 次に、第7条第2項では、第6条第3項の規定による主査級の地区公民館長が不在である場合は、中央公民館長が代わりにその事務を決裁するものと、ただし書きを加えたものでございます。 附則につきましては、この規則の施行日を令和6年4月1日からとするものでございます。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
(委 員)	[「ございません」と言う人あり]
鎌田教育長	以上で、報告を終了します。
鎌田教育長	それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
学校教育部長	5月定例会につきましては、5月16日、木曜日、午後1時30分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。 以上でございます。
鎌田教育長	以上で、4月定例教育委員会を閉会いたします。
会 議 結 果	
議案第22号 承認 、議案第23号 承認	